

第 5 次村山市総合計画  
後期基本計画策定方針  
(案)

令和元年 8 月

村山市

## 1. 計画策定の趣旨

村山市では、平成27年度から令和6年度までの基本構想と前期・後期の各5年を計画期間とする基本計画で構成する「第5次村山市総合計画」（以下「総合計画」という。）を平成27年8月に策定しました。

この基本構想では、まちづくりの基本理念として「次の世代へ引き継ぐ魅力ある村山市を創る」を掲げ、「第5次村山市総合計画前期基本計画」（以下「前期基本計画」という。）において、その実現に向けた諸施策の進展を図ってきました。

この前期基本計画は、令和元年度末をもって終了することから、前期基本計画の実施状況や課題等を整理・分析するとともに、その深化・充実を図りながら、将来都市像の実現を目指すための計画として、「第5次村山市総合計画後期基本計画」（以下「後期基本計画」という。）を策定します。

## 2. 総合計画の構成と期間

市総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構成となっています。

### (1) 基本構想

基本構想は、平成27年度から令和6年度までの構想として策定しており、目指すべき将来像を示すものです。

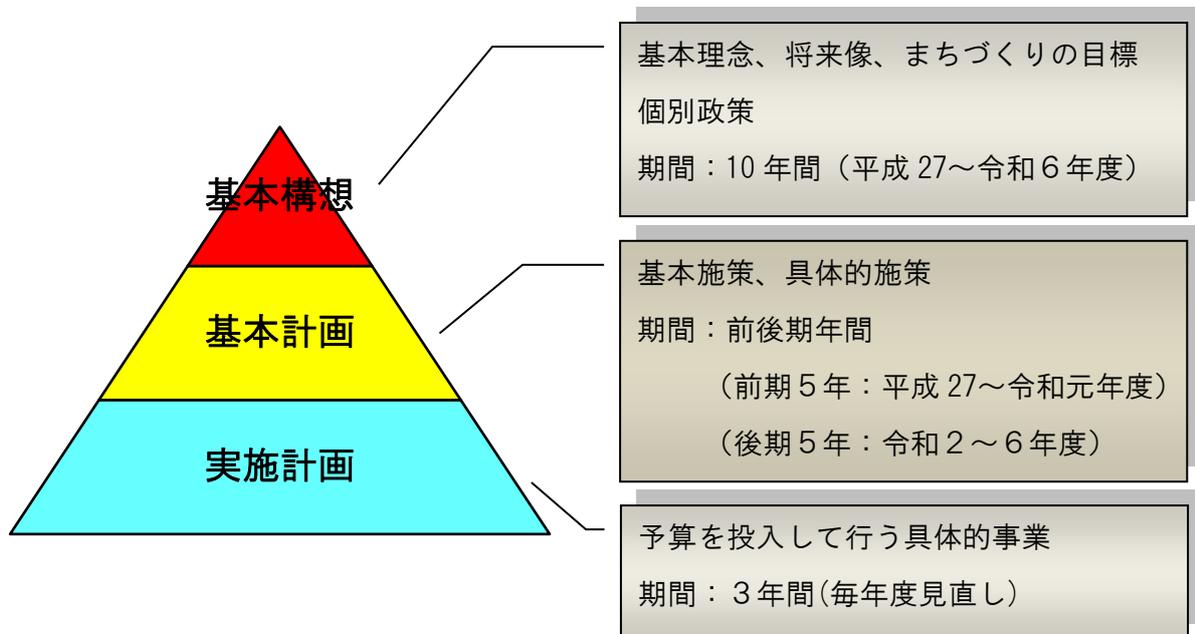
基本理念	次の世代へ引き継ぐ魅力ある村山市を創る
基本目標	(1) だれもが“暮らしたい”まち (2) 「つながる」産業振興 ～手と手をとって未来へ歩む～ (3) 913万人のファンづくり ～市民ひとりひとりが1日1人の村山市ファンづくり（2.5万人×365日）～ (4) いのち輝き、ふるさとを愛する人を育むあたたかいまち (5) みんなが参画、みんなで作る

### (2) 基本計画

基本計画は、平成27年度から令和元年度までの前期基本計画、令和2年度から令和6年度までの後期基本計画として、基本構想を実現するために各分野で行う施策を体系的に示すものです。今回は、この後期基本計画を策定します。

### (3) 実施計画

実施計画は、基本計画に示した具体的事業を定めるものであり、3年間の計画として毎年度ローリング方式で事業の見直しを行っています。



### 3. 計画策定に係る基本方針

(1) 前期基本計画の進捗状況の把握や市政を取り巻く社会潮流、課題などを踏まえ、目指すべき将来像と現状との間にある「ギャップ」を埋めるために必要となる政策・施策を見定め、基本構想の実現に向けた計画（基本施策・具体的施策）を策定します（前期基本計画の体系を踏まえた部分的な改定）。

#### 【市政を取り巻く社会潮流や検討課題】

- 今後の人口減少・超高齢化社会などの人口構造の変化を見据えたまちづくり
- 産業の人手不足対策・生産性向上対策
- 持続可能な観光の仕組みの構築・展開
- 2025年問題への対応（地域包括ケアシステムの推進、認知症高齢者等への対応）
- コミュニティの在り方（地域力の向上）
- オリンピック・パラリンピックを契機としたレガシー創出
- 公共施設・インフラの長期的なマネジメント
- 情報通信技術（AI, IoT等）の進展
- 消費税引上げ（令和元年10月）による財政への影響 など

(2) 市の財政状況を踏まえつつ、将来都市像の実現に向け、重要度の高い施策や緊急度の高い事業等を選択しながら、財源見通しに基づく効率的で実効性のある計画を目指します。

(3) 総合計画が何を目指し、何を達成できたのか、客観的に評価することができる計画づくりを進めます。そのために、政策・施策の成果を把握し、達成状況を適正に評価することを目的に、新たにアウトカムによる目標指標を設定します。

(4) 村山市における既存あるいは後期基本計画策定作業と並行して策定する個別計画との整合を図り、各計画が有機的に連動するよう、各施策を整理します。

#### 4. 計画の策定体制

##### (1) 庁内推進体制

###### ① 第5次村山市総合計画後期基本計画策定委員会

ア. 構成 副市長（委員長）、教育長（副委員長）、各課等の長（委員）

イ. 役割 計画策定に関する審議、総合調整

###### ② 第5次村山市総合計画後期基本計画策定プロジェクトチーム

ア. 構成 基本目標を基に5つの部会を設置

イ. 役割 前期基本計画の進捗状況のとりまとめ、骨子案・計画案の作成等

##### (2) 第5次村山市総合計画後期基本計画策定審議会

ア. 構成 学識経験者、関係団体役職員等の16名で構成

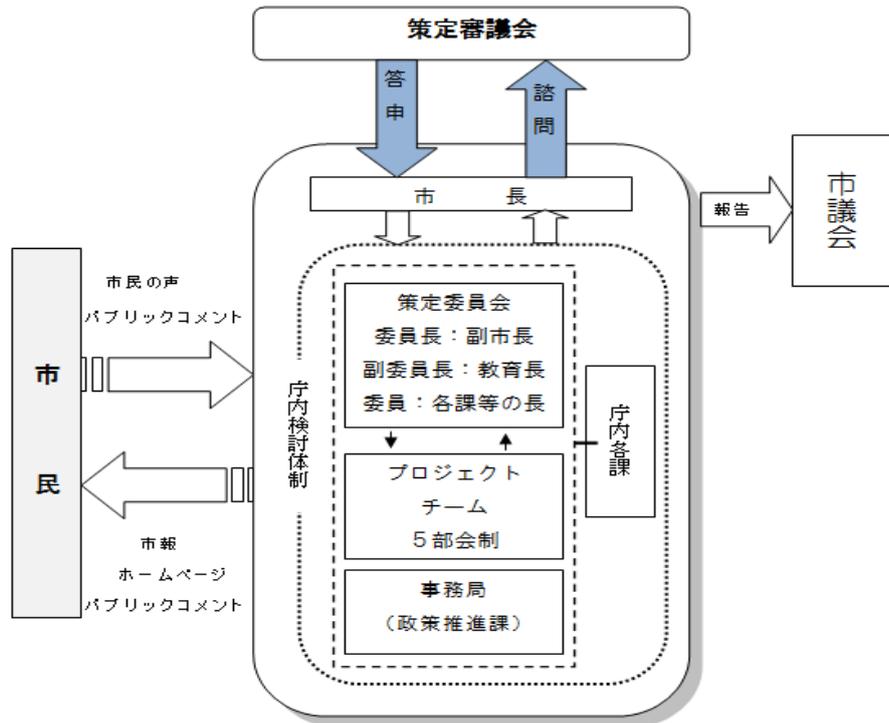
イ. 役割 前期基本計画の進捗や後期基本計画（案）に対する意見

##### (3) 市議会への報告

市議会に対しては、検討経過について、全員協議会等に適宜報告、説明し、議会と連携を保ち計画策定を行います。

##### (4) 市民の参画

市民と行政がともに情報を共有しつつ、後期基本計画の策定を進めるため、策定の段階に応じて、市民の友・市ホームページ等で進捗状況を報告します。また、後期基本計画案について、市ホームページ等を通じてパブリックコメントを行い、市民意見を反映します。



## 5. 計画の策定スケジュール

後期基本計画は、令和元年度中に策定するものとします。なお、個別の作業スケジュールについては、その実施段階において、適切な進捗管理の下、必要な調整を行うこととします。